

各地方整備局用地部長
北海道開発局開発監理部用地課長
各地方運輸局鉄道部長
沖縄総合事務局開発建設部用地課長
各都道府県用地担当部局長
各政令市用地担当部局長
中央用地対策連絡協議会事務局長

あて

国土交通省土地・建設産業局総務課長

農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の相続税の納税猶予等の特例措置の主務大臣認定（国土交通大臣の行うものに限る。）に係る留意事項等について（通知）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第18項又は第70条の6第22項に基づく納税猶予の特例の適用を受けている農地等を公共事業の用に供するために一時使用した場合の相続税の納税猶予等の特例措置制度については、「農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の相続税の納税猶予等の特例措置の適用について（平成13年5月25日付け国総国調第18号）」が発出され、適切に活用されたことにより、国土交通大臣の行う主務大臣認定の実績が相当数積み重ねられてきたところである。

今般、主務大臣の認定のうち国土交通大臣の行うものについて、申請者の便宜の向上による当該制度の円滑な活用を図るため、申請に当たっての留意事項等を下記のとおり定めたので、関係各職員に周知するよう取り図られたい。

記

1. 認定に当たっての要件

国土交通大臣は、以下の要件に該当すると認められるときに、認定をすることができるものとする。

(1) 申請に係る事業

道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業又はそれに準ずる事業であること。

(2) 代替性の有無

当該事業に係る納税猶予農地等の使用が、以下の観点から総合的に代替性のないものであると認められること。

イ 一時使用が本体工事施行上必要やむを得ないものであり、本体工事と線的連続性を有する用地であって、他の土地で代えることのできない合理的な理由があると認められること。

ロ 一時使用の面積及び期間が必要最小限であると認められること。

(3) 営農の再開の確実性

一時使用の終了後、当該納税猶予農地等における営農の再開の確実性が確保されていること。

(4) 契約の当事者

一時使用に係る契約の当事者が当該事業の施行者本人であること。

2. 標準処理期間

国土交通大臣の行う認定に係る通常要すべき標準処理期間は2月とする。

3. 申請に当たっての1. 及び2. に係る留意事項

(1) 代替性の有無を申請書類に記載するに当たっては、以下の内容を明確に記載すること。

イ 社会的条件（潰れ地、支障物件の多寡、土地利用や周辺環境に与える影響）、技術的条件（事業の効率、工事施行が困難でないこと）及び経済的条件（施行に要する費用の多寡）から、実現可能な複数の代替案を総合的に比較し、ルート選定には合理的な理由があるものであること。

ロ 仮線や迂回路等が法令上の構造基準等に応じた適切なものであって、一時使用の面積及び期間が事業計画、工事工程等に照らして必要最小限なものであること。

(2) 営農の再開の確実性を申請書類に記載するに当たっては、以下の内容を明確に記載すること。

イ 一時使用の終了後の原状回復の方法が適切なものであること。

ロ 納税猶予の適用を受けている者の営農の再開の意思が明確に確認されていること。

(3) 標準処理期間については、申請書類の不備等の補正に要した期間や申請内容の変更に要した期間は含まないこと。

(4) 申請に当たっては、土地・建設産業局総務課公共用地室に対し、申請書類の原案作成の段階から積極的に事前相談を行うなど、円滑な認定手続に留意すること。特に、申請を行おうとする事業が、1.(1)の「それに準ずる事業」である場合には、当該制度の適用の可否の審査が必要となることから、あらかじめ時間的余裕をもって連絡すること。